



令和4年度

活動報告

Institutional Research and Evaluation Center

基本理念と基本的目標

◎基本理念

1. 国際的な水準の教育・研究を遂行します。
2. 地域の振興と地球規模の課題の解決に寄与します。
3. 国の内外で活躍する有為な人材を育成します。

◎基本的目標

国立大学法人秋田大学の第4期中期目標

(前文) 大学の基本的な目標

秋田大学は、知の創生を通じて地域と共に発展し、地域と共に歩むという存立の理念を掲げ、豊かな地域資源を有する北東北の基幹的な大学として、その使命である教育と研究を推進する。

この見地から本学は、独創的な成果を世界に発信しつつ、国内外の意欲的な若者を受け入れ、優れた人材を育成するため、地域や世界の諸機関との連携による柔軟な教育研究体制の構築を推進する。

一方、国立大学は、第4期中期目標期間において、地域から地球規模の諸課題に対処するためグローバル化やDX（Digital Transformation、デジタル技術による変革）と、それらを基礎とした産業・社会構造の変革等に貢献していく必要がある。そこで、本学を構成する全ての学部・研究科等は、固有のミッションに基づく専門領域にICT（Information and Communication Technology、情報通信技術）の要素を取り入れ、諸学諸組織との融合を通じて、地域社会の持続的な発展を担う専門的職業人と国際社会で活躍する高度専門職業人及び学術研究者を育成する。

こうした基本認識に立って、本学は学生と教職員との全学的な知の交わりが躍動する、学修者中心の大学たることを目指す。

以上のような理念に基づき、活動の基本的な目標を以下に定める。

1. 教育においては、質の国際通用性を高め、DX推進に必要な素養を身に付け、地域と世界の諸課題の解決に取り組む人材を育成する。
2. 研究においては、ICTを進化させて地域から地球規模に至る社会課題の解決に挑み、DX

を推進するイノベーションを創出し、その成果を継続的に地域と世界に発信する。

3. 社会連携においては、教育研究成果を地域社会に還元し、地域と協働した地域振興策の取り組みを推進するとともに、ICTを活用した医療体系の充実を図り、地域医療の格差をなくすことに貢献する。
4. 国際化においては、資源産出国を中心とした諸外国の留学生・研究者との学術交流を推進するとともに、情報工学を活用したスマート・マイニング（情報工学を積極的に取り入れた“これから”の資源情報学）を実践するため、学生や教職員の海外留学・派遣を促進する。
5. 大学経営においては、学長主導の下、学生及び教職員一人ひとりの活力を相乗的に高めた組織文化を浸透させ、透明性を確保した健全で効率的な大学経営を目指すとともに、学生及び教職員がSociety 5.0を構築するメンバーとして活躍できるよう環境を整備する。

中期目標

- I 教育研究の質の向上
- II 業務運営の改善及び効率化
- III 財務内容の改善
- IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供
- V その他業務運営
に関する目標を達成するためにとるべき措置として、中期計画を設定しています。

本学の中期目標・中期計画の全文は
〈ホームページ〉https://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_target.html
からご覧いただけます。

目次

基本理念と基本的目標

巻頭言	副学長（評価・IR・新学部設置担当） 評価・IRセンター長 長縄明大	1
○令和4年度業務活動記録		2
○評価・IRセンター広報（No.57）		5
○評価・IRセンター令和3年度自己評価書		7
○評価・IRセンターの構成と関係規程等		
・評価・IRセンターの体制、組織		22
・評価・IRセンター運営委員会委員名簿		23
・評価・IRセンター評価委員会委員名簿		23
・総務企画課評価・IR室名簿		24
・秋田大学評価・IRセンター規程		25
・秋田大学評価・IRセンター運営委員会実施細則		26
・秋田大学評価・IRセンター評価委員会実施細則		27
評価・IRセンター所在地		29

巻 頭 言

副学長（評価・IR・新学部設置担当）

評価・IRセンター長 長 縄 明 大

日頃より、評価・IRセンターの活動にご理解とご協力を頂きまして有難うございます。お陰様で、ここに令和4年度の秋田大学評価・IRセンター「活動報告」を発行することができました。評価・IRセンター長として、厚く御礼申し上げます。

本センターにおける評価業務の主な内容は、法人評価への対応があります。今年度は、第3期中期目標期間の終了時評価を受審する年であり、各部局のご協力をいただきながら業務の実績報告書や教育研究に関する達成状況報告書の取りまとめを行い、文部科学省や大学改革支援・学位授与機構へ提出しました。なお、評価結果につきましては、結果が届き次第、大学のホームページに掲載する予定でありますので、そちらをご覧頂ければ幸いです。

また、令和4年度から第4期中期目標期間が始まりましたが、今年度から年度計画や年度評価の文部科学省への提出は廃止されたため、各法人が自己点検・評価を行い、中期目標・中期計画の進捗状況を自己管理することとなりました。昨年度、策定した第4期中期目標・中期計画においては、教育、研究、社会連携、国際化等の全ての活動において、DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進を掲げた目標を設定し、さらに、各中期計画に6年間を見据えた「定量的」または「定性的」な評価指標を設定しました。令和4年度が始まる際には、この評価指標を踏まえた上での年度計画を策定し、半年に1度、その進捗状況を大学運営会議等で点検しながら、年度計画の達成に向けた取り組みを行っております。なお、令和4年度の年度評価の自己評価結果につきましては、取りまとめが終わり次第、大学のホームページで公開する予定でございます。

一方、本センターにおけるIR業務では、大学戦略室と連動して各種データを収集し、その分析等を行って参りました。教学IRでは、学生の入学試験の成績とGPAの相関、入試区分別の成績の推移等の分析を進めました。また、研究IRでは、科研費や外部資金等に関する他大学との比較や、researchmapへの登録状況等の分析を進めました。一方、運営IRでは、教員活動評価結果の可視化等を行い、大学の効率的な運営に繋げるための方策について、引き続き検討しております。また、THE世界大学ランキングやQS世界大学ランキング等、各種ランキングの解析等も進めております。

評価・IRセンターがスタートして6年が過ぎようとしており、評価業務のみならず、各種IR分析を加速させており、第4期中期目標期間で求められているエビデンスベースの法人運営の基盤を作りつつあります。このエビデンスを活用した業務の有効性・効率性をマネジメントする仕組みについては、大学戦略室と連動し体制を構築しております。今後も学内の諸データを活用してIRを機能させていくためには、皆様のご協力が必要不可欠でございます。これまで以上に本センターの運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。これまで以上に本センターの運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。巻頭言に代えさせて頂きたいと思っております。

◆業務活動記録

令和4年

- | | |
|-------|---|
| 4月13日 | 【第1回教育研究評議会】 <ul style="list-style-type: none">・THE世界大学ランキング日本版2022の結果について |
| 5月11日 | 【第2回教育研究評議会】 <ul style="list-style-type: none">・第4期中期目標・中期計画における意欲的な評価指標の指定について |
| 26日 | 【第1回評価委員会（メール審議）】 |
| 6月7日 | 【第3回大学運営会議】 <ul style="list-style-type: none">・中期計画・年度計画の進捗状況について・2030年度に向けた各研究科・学部のビジョン等について |
| 8日 | 【第3回教育研究評議会】 <ul style="list-style-type: none">・第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書（案）について・第3期中期目標期間教育研究評価の達成状況報告書（案）について・第4期中期目標・中期計画における意欲的な評価指標の指定について・2030年度に向けた各研究科・学部のビジョン等について・THE大学インパクトランキングについて・「THE世界大学ランキング日本版2022」学生調査（Student Survey）結果の報告について・日経HR「価値ある大学 就職力ランキング」について・大学ランキング2023（朝日新聞出版社）の結果について |
| 28日 | 【第1回経営協議会】 <ul style="list-style-type: none">・第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書（案）について・第3期中期目標期間教育研究評価の達成状況報告書（案）について・第4期中期目標・中期計画における意欲的な評価指標の指定について 【第4回役員会】 <ul style="list-style-type: none">・第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書（案）について・第3期中期目標期間教育研究評価の達成状況報告書（案）について |

6月28日	・第4期中期目標・中期計画における意欲的な評価指標の指定について
9月13日	【第5回大学運営会議】 ・リサーチマップへの登録について
14日	【第5回教育研究評議会】 ・令和3年度における教員活動評価優秀教員の被表彰者について
10月11日	【第6回大学運営会議】 ・THEインパクトランキング2023について
25日	【第2回評価委員会（メール審議）】
26日	令和3年度教員活動評価における優秀教員表彰式
11月7日	【第7回大学運営会議】 ・2022年度秋田大学年度計画の上半期進捗状況について ・THE世界大学ランキング2023の結果について ・研究者総覧の表示方法変更について
9日	【第7回教育研究評議会】 ・2022年度秋田大学年度計画の上半期進捗状況について ・THE世界大学ランキング2023の結果について
12月13日	【第8回大学運営会議】 ・2022年度秋田大学年度計画の上半期進捗状況フォローアップについて ・リサーチマップへの登録状況について
14日	【第8回教育研究評議会】 ・2022年度秋田大学年度計画の上半期進捗状況フォローアップについて ・QSアジア大学ランキング2023の結果について
19日	【第1回内部質保証委員会】
令和5年	
1月11日	【第1回運営委員会（メール審議）】
2月3日	大学情報データベース researchmap.V2対応 研究者総覧 表示方法カスタマイズ対応
22日	【第3回評価委員会（メール審議）】

- 3月7日 【第11回大学運営会議】
・リサーチマップへの登録状況について（2月末時点）
- 8日 【第11回教育研究評議会】
・令和5年度国立大学法人秋田大学年度計画（案）について
- 10日 【第1回教員活動評価審査会】
- 13日 【第4回経営協議会】
・令和5年度国立大学法人秋田大学年度計画（案）について
- 【第15回役員会】
・令和5年度国立大学法人秋田大学年度計画（案）について
- 20日 【第2回運営委員会（メール審議）】



評価・IRセンターでは、世界大学ランキング等へのエントリーや各種調査等への対応を行っています。2022年の各種ランキングの結果は、以下のとおりとなりました。なお、QS世界大学ランキングにおいては、昨年度から学内外の皆様にもご協力いただき、研究者と雇用者の評判調査に対する回答候補者を推薦させていただいており、指標のスコアが上がっております。この場を借りてご協力いただきました皆様にお礼を申し上げます。

各種ランキング結果について

□THE世界大学ランキング日本版（2022年3月公表）総合：55位

イギリスの高等教育専門誌「Times Higher Education (THE)」とベネッセグループが大学の教学改革やグローバル化の推進を目的に公表するランキングです。「教育力」に焦点が当てられ、教育環境や学生の学びの質、成長性に注目し、「教育リソース（34%）・教育充実度（30%）・教育成果（16%）・国際性（20%）」の4分野16項目で評価されます。また、「学生調査」により教育の受け手である在学生の「声」もランキングに反映されることも特徴です。

今回の結果では、273大学がランクインし、本学は東北地方の国立大学では、東北大学に次いで2位となっており、学生調査の結果などが反映される「教育充実度」で高い評価を得ています。

□THEインパクトランキング（2022年4月公表）総合：401～600位 国内27位タイ

THEによる世界の大学における気候変動に対する活動やジェンダーの平等、健康と福祉など、大学がもたらす社会的・経済的インパクトの尺度を国連サミットで採択されたSDGs（Sustainable Development Goals/持続可能な開発目標）の枠組みを使って可視化しているランキングです。

秋田大学は、2019年よりエントリーし、2022年はエントリーした13のSDGsのうちSDG 4（質の高い教育をみんなに）とSDG 5（ジェンダー平等を実現しよう）の項目で国内7位タイとなったほか、SDG 7（エネルギーをみんなにそしてクリーンに）とSDG 8（働きがいも経済成長も）、SDG 10（人や国の不平等をなくそう）、SDG 12（つくる責任つかう責任）、SDG 17（パートナーシップで目標を達成しよう）においても全国20位以内にランクインするなど、その積極的な取組が高い評価を得ています。

□THE世界大学ランキング世界版（2022年10月公表）世界：1501+ 国内75位タイ

THEによる世界の大学のうち104カ国・地域の179校を研究の影響力や国際性などの基準で順位付けしたランキングです。このランキングは、主に「研究力」に重きが置かれ、「教育（30%）・研究（30%）・被引用論文（30%）・国際性（7.5%）・産業界からの収入（2.5%）」の5つの分野の指標で評価します。

日本からは本学を含む117大学がランクインしており、東北地方の国立大学では、本学を含め、東北大学、山形大学、岩手大学の4校がランクインしています。

□QS世界大学ランキングアジア版（2022年11月公表）総合：301～350位 国内38位タイ

イギリスの高等教育の世界的評価機関であるQS Quacquarelli Symonds (QS) により公表されるアジア地域の大学ランキングです。同ランキングは、世界の研究者や雇用者による評判、論文・引用数の他、教員、外国籍教員、外国人留学生、海外派遣学生の比率等が指標となり、「研究者による評判調査」と「雇用者による評判調査」に重点が置かれていることが特徴となっています。

ランクインした大学数は、アジアの23カ国757大学となり、日本からは本学を含む106大学がランクインしています。また、東北地方の大学では、東北大学に次いで2位となっており、「教育力」の面で高く評価されています。

広報へのご意見などは評価・IRセンターへ

TEL: 018-889-2206 (総務企画課評価・IR室) / FAX: 018-889-2939/ E-mail: sokikaku@jimu.akita-u.ac.jp

評価・IRセンター
令和3年度
自己評価書

評価・IRセンター運営委員会

自己評価表

基準	番号	評価項目	対応頁	評点*
1. 理念・目的・目標	1-1	組織の使命または理念が定められ、適宜見直しを行っているか	2	5
	1-2	組織の基本的、長期的方向性・方針である目的が定められ、適宜見直しを行っているか	2	5
	1-3	組織の具体的成果目標が定められているか	2	5
	1-4	理念・目的・目標が構成員に周知されているか	3	5
2. 組織体制	2-1	目標を実現させるための組織体制が適切か	4	5
	2-2	目標を実現させるための人員配置が適切か	4	5
3. 施設・設備・予算	3-1	目標を実現するための施設は適切か	5	5
	3-2	目標を実現するための設備は適切か	5	4
	3-3	目標を実現するための予算・財源が確保され、適切に運用しているか	5	5
4. 活動・成果	4-1	目標の達成度を計るための基準が設けられているか	6	5
	4-2	目標に照らして活動成果が上がっているか、または進捗が確認できるか	6	5
	4-3	目標の達成に向けて予算・財源が適切に使用されているか	8	5
5. 評価・改善	5-1	目標に照らした活動が行われているかを継続的に点検し、その結果を踏まえ改善を行うための組織やシステムが存在するか	9	5
	5-2	目標に照らした活動が行われているかを点検する基準が設けられているか	9	4
	5-3	点検や改善のためのシステムや組織が効果的に機能しているか	9	5

*) 5段階評価（1～5：5が最高の評価）

<評点を4とした項目>

3-2 法人評価や各種ランキングにおいては、Scopusを活用して研究業績等が集計されるため、本学においても研究分析ツール「SciVal」があれば各種分析が進められるが、現状では所有しておらず、不足している設備があると判断し「4」とした。

5-2 本センターが行う評価業務については、本「自己評価表」に基づき運用しているが、IR業務については、分析手法そのものを検討しながら業務を行っており、その状況を評価することは困難であるため、評点を1つ下げて「4」とした。

基準1 理念・目的・目標

(1) 組織の使命または理念が定められ、適宜見直しを行っているか

評価・IRセンターは、秋田大学学則第9条に基づき設置された組織である。

国立大学が法人化された平成16年度に評価センターとして設置され、平成29年度からIR機能を付与した「評価・IRセンター」として再編された。

その理念とするところは、秋田大学における教育・研究等の質の一層の向上を図るとともに、効果的な大学運営に資するため、秋田大学における自己点検・評価活動とそのエビデンスに基づく改善計画等により、学長のリーダーシップの下、横断的かつ戦略的な教育・研究活動等のマネジメントを支援することにある。

このため、平成31年3月には、「国立大学法人秋田大学内部質保証指針、及び国立大学法人秋田大学内部質保証に関する自己点検・評価実施ガイドライン」を制定した。

その後、令和2年8月には、内部質保証体制と手順などの見直しを行い、「国立大学法人秋田大学内部質保証に関する自己点検・評価ガイドライン」を、「国立大学法人秋田大学内部質保証に関する自己点検・評価実施要領」に改めるなど、必要な改正を行った。なお、令和2年度に受信した機関別認証評価においては、内部質保証の体制や手順等は、大学評価基準を満たしていると判定されている。

また、令和元年度より全学の統一指針に基づいて実施している教員活動評価においては、当該年度の活動計画は年度開始前までに立てられるよう活動実績評価期間等の見直しを行い、「国立大学法人秋田大学教員活動評価指針」及び「国立大学法人秋田大学教員活動評価実施要領」の一部改正を行った。

(2) 組織の基本的、長期的方向性・方針である目的が定められ、適宜見直しを行っているか

評価・IRセンターの目的、業務内容について

は、秋田大学評価・IRセンター規程（資料1-1）によって具体的に示され、適宜見直しを行っている。また、平成31年度からは内部質保証制度の運用についても、同規程に定めている。

評価・IRセンターの目的を実現するための主な活動内容は、法人評価、認証評価や外部評価への対応、部局等の自己点検・評価の活動推進、全学構成員に対する評価の方法論や枠組みの提供、教育・研究及び運営等に係る各種情報の収集、分析及び提供に関することである。

(3) 組織の具体的成果目標が定められているか

評価・IRセンターの事業計画書（資料1-2）を作成し、上記の活動目標を達成するよう取り組んでいる。事業計画書は、評価・IRセンター運営委員会で審議している。

また、達成目標に向けた取り組みについて、毎週行っているセンターミーティングで進捗状況の確認を行うとともに、随時、必要に応じた打合せ等も行っている。

(4) 理念・目的・目標が構成員に周知されているか

評価・IRセンターの目的は、秋田大学ウェブサイトに及び秋田大学評価・IRセンター活動報告、秋田大学評価・IRセンター広報に掲載し、これによって全学構成員並びに学内外の関係各所に周知している。

根拠資料

資料1-1 秋田大学評価・IRセンター規程

資料1-2 評価・IRセンターの事業計画書

(令和3年度)

基準2 組織体制

(1) 目標を実現させるための組織体制が適切か

評価・IRセンターの組織体制は、「秋田大学評価・IRセンター規程」「秋田大学評価・IRセンター運営委員会実施細則」「秋田大学評価・IRセンター評価委員会実施細則」及び「事務組

組織規程」を踏まえて構成されている。

評価・IRセンターは、評価・IRセンター長（評価・IR担当副学長）、専任教員（令和2年10月配置）及び事務を担当する総務企画課評価・IR室から構成されており、事業活動遂行にあたっては、運営委員会で事業活動の審議・承認、運営方針の決定、予算・決算の審議・承認を行い、また、評価委員会で評価活動に関する企画・連絡調整、具体的事項の検討を行っている。さらに教学・研究・運営の各IR部門においては、大学戦略室と連動し、学内外の情報を活用して適切な大学運営に資するIR分析等を行える体制としている（資料2）。

なお、評価業務の活性化と組織運営の円滑化のために、運営委員会及び評価委員会には学外からの委員をそれぞれ1名委嘱し、大学評価活動や組織運営について学外有識者の意見等を取り入れ、点検・改善活動を行う体制としている。

（2）目標を実現させるための人員配置が適切か

評価・IRセンターの人員配置は、評価・IRセンター規程及び事務組織規程に定められている。評価・IRセンター長及び専任教員で構成され、事務職員6名が配置されている。

評価・IRセンター運営委員会は、副センター長、理事（総括担当）、各研究科長（学部長）、学外委員から構成され、また評価・IRセンター評価委員会は、各理事や点検・評価に係る各研究科（学部）の代表者が推薦する者等から構成されている。

さらに、教学・研究・運営IR部門は、学長が指名した各IR部門長のほか、各部門員は、センター長等が適任と考える教員・事務職員を選出し構成されている。

また、評価業務を行いながらIRを推進するため、センター長を補佐して業務を行う専任教員（助教）を令和2年10月1日付けで採用し体制の強化を図った。引き続き、学内外のデータ分析や教育研究活動の可視化など、IR機能のより一層の充実を進めていく。

根拠資料

資料2 評価・IRセンターの体制

基準3 施設・設備・予算

（1）目標を実現するための施設は適切か

評価・IRセンターは、平成23年度から現在の本部棟の2階に置かれ、評価・IRセンター及び総務企画課評価・IR室の教職員が業務を行っている。

執務環境は、労働安全衛生法、及び同法に準拠する事務所衛生基準規則の、気積、換気、温度、空気調整、照度、燃焼器具、騒音及び振動の防止、騒音伝播の防止、給水、排水等の必須条件を満たしており、執務遂行上の特段の問題はない。施設設備の安全管理については、秋田大学施設設備安全管理マニュアルに沿って点検を行い、問題が無いことを確認している。

（2）目標を実現するための設備は適切か

センター業務に関わる設備は整備され、適切に維持・管理・運営されている。

令和2年度から、researchmap、Scopus、CiNii Articleなどの外部データベースから容易にデータをインポートできるように大学情報データベースシステムを改修し、これを教員活動評価に連動させたことにより所属教員の業績データ等の蓄積を進めている。なお、researchmap.V2の導入に対応するため、来年度に大学情報データベースシステムの改修を予定している。

また、令和2年度に導入した分析ソフト「Tableau」を用いて、各種データの分析を進めている。

今後も引き続き、蓄積したデータを検証するための可視化やその活用を進めていく。

<評点を4とした理由>

法人評価や各種ランキングにおいては、Scopusを活用して研究業績等が集計されるため、本学においても研究分析ツール「SciVal」があれば各種分析が進められるが、現状では所有しておらず、不足している設備があると判断し「4」とした。

(3) 目標を実現するための予算・財源が確保され、適切に運用しているか

センターの財源は、大学からの運営費に拠っている。センターの予算は、事業計画に従って計上し、審議・承認されたものが運営費として配分され、適切に運用している（資料3）。

また、運営経費の節減と環境への配慮の観点から、ISO14001（環境マネジメントシステム）の環境方針カードを全職員が携行し、印刷用紙やファイルの再利用や光熱水道利用の配慮に留意している。

根拠資料

資料3 令和3年度評価・IRセンター運営費執行状況

基準4 活動・成果

(1) 目標の達成度を計るための基準が設けられているか

評価・IRセンターの目標である大学全体の点検・評価は、年度計画進捗・達成状況確認票に基づき、上半期と下半期においてその達成度を、数値目標の達成に係る進捗管理について点検・評価している。

(2) 目標に照らして活動成果が上がっているか、または進捗が確認できるか

令和3年度評価・IRセンター事業計画については資料1-2のとおりであり、各種活動の取組については以下のとおりである。

1. 評価に関する取組

1) 中期目標・中期計画に関する取組

①令和2年度に係る業務の実績に関する報告書

各部局・担当と連携して「令和2年度に係る業務の実績に関する報告書」を作成し、国立大学法人評価委員会（文部科学省）へ提出した。

評価結果については、ウェブサイト掲載

等により学内外へ公表した。

②大学ポートレート公開

全国の国公私立の大学等が参加している教育情報を公表するウェブサイトには、本学の各種情報について大学ポートレート上に公開した。

2) 認証評価関係

令和2年度に受審した大学機関別認証評価について、令和3年3月25日付けで評価結果が通知された。その際、「改善を要する点」として2件の指摘があった（基準5-3及び6-5）。これを受けて、令和3年6月に第1回内部質保証委員会を開催するとともに、大学改革支援・学位授与機構へ対応状況を報告し、その結果、令和4年3月に、大学機関別認証評価報告書へ基準6-5について改善がなされた旨追記された。

2. IRに関する取組

1) IR活動

平成29年度から評価・IRセンターに教学・研究・運営の3つのIR部門を置き、それぞれ部門長及び部門員で構成されている。

評価・IRセンター長はじめ、各IR部門長が大学戦略室員を兼ねていることから、大学戦略室で活動する上で必要とする情報やエビデンスデータ等をIR部門で収集するなど、大学戦略室と相互に連動した体制を整備し活動している。

①教学IR部門の活動

・令和2年度に引きつづき、入試区分別や入試の成績区分別のGPA追跡等を行い、令和3年12月に開催した第2回内部質保証委員会でIR分析結果等について報告した。

②研究IR部門の活動

・学部・学科・コース別の科研費・外部資金・論文数の分析や、科研費中区分別の科研費・外部資金・論文数等の分析を行い、それぞれの業績が多いコース等や、科研費の採択率が高く外部資金の獲得件数が多い研究領域等を明らかにした。また、本結果は、令和3年12月開催の大学

運営会議におけるディスカッションテーマ「IR分析に基づく各学部・研究科の研究力強化に向けた取り組みについて」で活用された。

③運営IR部門の活動

- ・令和2年度及び令和3年度の教員活動実績にもとづき、学部間等の比較を行うとともに、教学IR部門及び研究IR部門の分析を踏まえ、大学の運営面から考えられる課題や今後必要な分析等について検討した。

なお、第4期中期目標期間においては、内部統制を実質化させるために業務の有効性や効率性をマネジメントする仕組みの検討を行い、令和4年3月開催の大学運営会議において内容の説明を行った。

3. 広報活動

令和3年度評価・IRセンター活動報告（3月末に完成予定）の他、評価・IRセンター広報（今年度は2回発行）を作成し、大学ホームページ、AU-CISに掲載して周知を行っている。

4. その他

1) 秋田大学基本データ

学内の各種情報を網羅的に集めたデータ集の取りまとめを行い、AU-CIS等によって学内に周知した。

2) 大学情報データベースを活用した教員活動評価の実施

令和2年度より、大学情報データベースに外部データと連携させた教員活動評価システムの運用を開始した。教員・取りまとめ担当部局ともに、システム操作方法等について多少の混乱が見受けられるが、提出状況の取りまとめや業績件数の把握等、導入前と比較して大幅な事務的な負担の軽減がみられる。

システムの運用により判明した問題点については、問題解消のため何点か軽微な機能改修を行った。まだ解決していない課題についても、今後さらなる改善を進め、よりスムーズな教員活動評価の実施や、データの活用を

進めていく予定である。

また、令和3年5月に第1回教員活動評価審査会を開催し、令和2年度の総合評価結果の確定を行うとともに、教員活動評価の優秀教員候補者については、教員活動評価指針第9に基づき、令和4年2月開催の教育研究評議会において公表し、3月に表彰式を実施した。

さらに、令和3年度第2回教員活動評価審査会を開催し、令和3年度の総合評価結果の確定を行うとともに、令和4年度の活動計画を令和3年度末間に立てられるよう「国立大学法人秋田大学教員活動評価指針」等の一部改正を行った。

3) 各種調査対応

学校基本調査、「大学ランキング2023年度版（朝日新聞出版社）」、「ひらく日本の大学（朝日新聞×河合塾）」、「本当に強い大学ランキング（週刊東洋経済）」、「蛍雪時代（旺文社）」や、世界大学ランキング（「THE」、「QS」）等各種調査への対応を行った。なお、QS世界大学ランキングにおいては研究者と雇用者の評判調査の回答候補者取りまとめを行い、QS社へ推薦した。

(3) 目標の達成に向けて予算・財源が適切に使用されているか

本年度の諸事業は、評価・IRセンター予算に基づいて適切に実施されている。平成28年度から継続して、評価・IRセンター活動報告の電子媒体化や会議資料のペーパーレス化を行い、限られた予算の中で目標の達成に向けて経費削減に取り組むなど効果的な執行を図った（資料3）。

根拠資料

資料3 令和3年度評価・IRセンター運営費執行状況

基準5 評価・改善

(1) 目標に照らした活動が行われているかを継続的に点検し、その結果を踏まえ改善を行

うための組織やシステムが存在するか

評価・IRセンター運営委員会において、事業活動及び予算・決算の審議・承認、運営方針の決定を行い、評価・IRセンターの活動を点検・評価する組織体制を整備している。

毎週開催している評価・IRセンター内のミーティングにおいて活動計画や業務の進捗、各種情報・意見交換を行うと共に、必要に応じてセンター内で随時打合せを行い、また総務系連絡会や大学戦略室長とも情報共有しながら改善に反映している。

(2) 目標に照らした活動が行われているかを点検する基準が設けられているか

評価・IRセンターの活動目標に対する点検・評価の基準は、本自己点検・評価にあたって実施する基準として設定し、組織の評価基準は表1に示したものを設定している。

<評点を4とした理由>

本センターが行う評価業務については、本「自己評価表」に基づき運用しているが、IR業務については、分析手法そのものを検討しながら業務を行っており、その状況を評価することは困難であるため、評点を1つ下げて「4」とした。

(3) 点検や改善のためのシステムや組織が効果的に機能しているか

(1)で述べた通り、評価・IRセンター運営委員会において、事業活動の審議・承認、運営方針の決定、予算・決算の審議・承認を行い、各年度の活動を点検・評価する組織体制を整備し効果的に取り組んでいる。

また、全学的な点検や改善をより効果的に機能させるため、学長のリーダーシップの下、平成29年度から従来の点検・評価活動に加え、学内外の各種情報収集や法人運営に資するIR機能を「評価センター」に付与し、教学・研究・運営の3つのIR部門からなる「評価・IRセンター」として機能強化を図った。IRを用いた情報収集・分析等を通じ、エビデンスに基づく経営戦略の企画・

立案や業務改善、組織体制の見直し等に資するための体制を整え、学内資源の効果的なリソースの再配分について提言等していくため、大学の特色や強みなど、研究パフォーマンスの可視化に基づく部局のパフォーマンス評価（教員活動評価と連動した部局評価）に資する分析内容や分析の方向性について検討している。

次年度も引き続き、大学戦略室と連携し、横断的かつ戦略的な教育研究活動のマネジメントを支援することを目指している。

根拠資料

表1 自己評価表

秋田大学評価・IRセンター規程

(平成16年4月1日規則第14号)

改正

平成25年3月29日規則第14号

平成27年3月11日一部改正

平成28年4月13日一部改正

平成29年3月8日一部改正

平成31年3月13日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田大学学則第9条第2項の定めるところにより、秋田大学評価・IRセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、秋田大学における教育、研究の質の一層の向上を図るとともに適切な大学運営に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的事項に係る点検・評価及び外部評価（以下「点検・評価」という。）の企画・立案・実施に関すること。
- (2) 教育・研究及び運営等に係る各種情報の収集、分析及び提供に関すること。
- (3) 各事業年度に係る業績に関する点検・評価の実施に関すること。
- (4) 中期目標の達成度に関する点検・評価の実施に関すること。
- (5) 点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること。
- (6) 点検・評価に関する手法、方法の調査・研究・開発に関すること。
- (7) 第三者評価機関による評価事業の実施に関すること。
- (8) 内部質保証の運用に関すること。
- (9) 各部局等が実施する点検・評価への技術的支援に関すること。
- (10) 各部局等の点検・評価に係る組織との連絡調整に関すること。
- (11) 点検・評価に関する体系的かつ継続的な研修の実施に関すること。
- (12) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任教員
- (3) その他必要な職員

(センター長及び副センター長)

第5条 センター長は、副学長のうちから学長が指名する。

- 2 センター長は、センターを統括する。
- 3 センターに、副センター長を置くことができる。
- 4 副センター長は、学長指名する者をもって充て、センター長を補佐するとともに、センターの業務を処理する。

(専任教員の選考)

第6条 センターの専任教員の選考は、第8条に定める秋田大学評価・IRセンター運営委員会から推薦された候補適任者のうちから、学長が行う。

(IR部門)

第7条 センターに、学内外の教育研究及び運営等に係る各種情報の収集、分析を遂行するため、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 教学IR部門
- (2) 研究IR部門
- (3) 運営IR部門

- 2 部門に部門長を置き、学長が指名する。
- 3 部門長は、部門の業務を総括する。
- 4 部門に部門員を置くことができる。
- 5 部門員は、センター長が指名する。
- 6 部門に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第8条 センターに、秋田大学評価・IRセンター運営委員会及び秋田大学評価・IRセンター評価委員会を置く。

- 2 前項に掲げる委員会に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 センターに必要に応じて、第1項に掲げる委員会の他に委員会を置くことができる。
- 4 前項に掲げる委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターの事務は、総務企画課評価・IR室において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第14号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月11日一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月13日一部改正)

この規程は、平成28年4月13日から施行する。

附 則 (平成29年3月8日一部改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月13日一部改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

令和3年度評価・IRセンター事業計画

1. 評価に関する取組

1) 中期目標・中期計画関係

①評価・IRセンターが担当している令和3年度年度計画を実施する。

*中期計画【57】「地域や社会の要請が高い分野の人材を育成するため、学長のリーダーシップの下で活動する評価・IRセンター及び大学戦略室においてIRを用いた分析等を行い、教育研究組織や人員配置等の見直しを行う。」

*中期計画【64】「中期目標・中期計画を確実に遂行するため、評価・IRセンターにおいて自己点検・評価を継続的に行うとともに、学内の各種情報を集約化のうえ、大学ポートレート上に公開する。また、本学が抱える課題を分析のうえ、その内容を役員ミーティングや大学運営会議に諮り、学長のリーダーシップの下、業務改善や教育研究の質の向上に関する企画の実施などを通じて大学運営に活用する。」

②令和2事業年度実績報告書の作成、令和3年度年度計画の進捗状況の確認と第3期中期目標期間の中期目標期間終了時評価実施に向けた報告書の作成、第4期中期目標期間における中期目標・中期計画及び令和4年度年度計画の策定のための取りまとめを行う。

2) 認証評価・内部質保証関係

令和2年度に受審した大学機関別認証評価結果を踏まえ、改善・指摘事項に関する内容について改善・向上を図るとともに、教育研究活動の有効性の検証、改善・向上計画等の進捗状況を継続的に点検・評価し、内部質保証を実施する。

2. IRに関する取組

- 1) 大学戦略室と連動し、学内外の情報を活用し大学運営に資するIR分析等を実施する。
- 2) 教員活動評価や大学情報データベース等を活用した部局評価等について検討する。

3. 広報活動

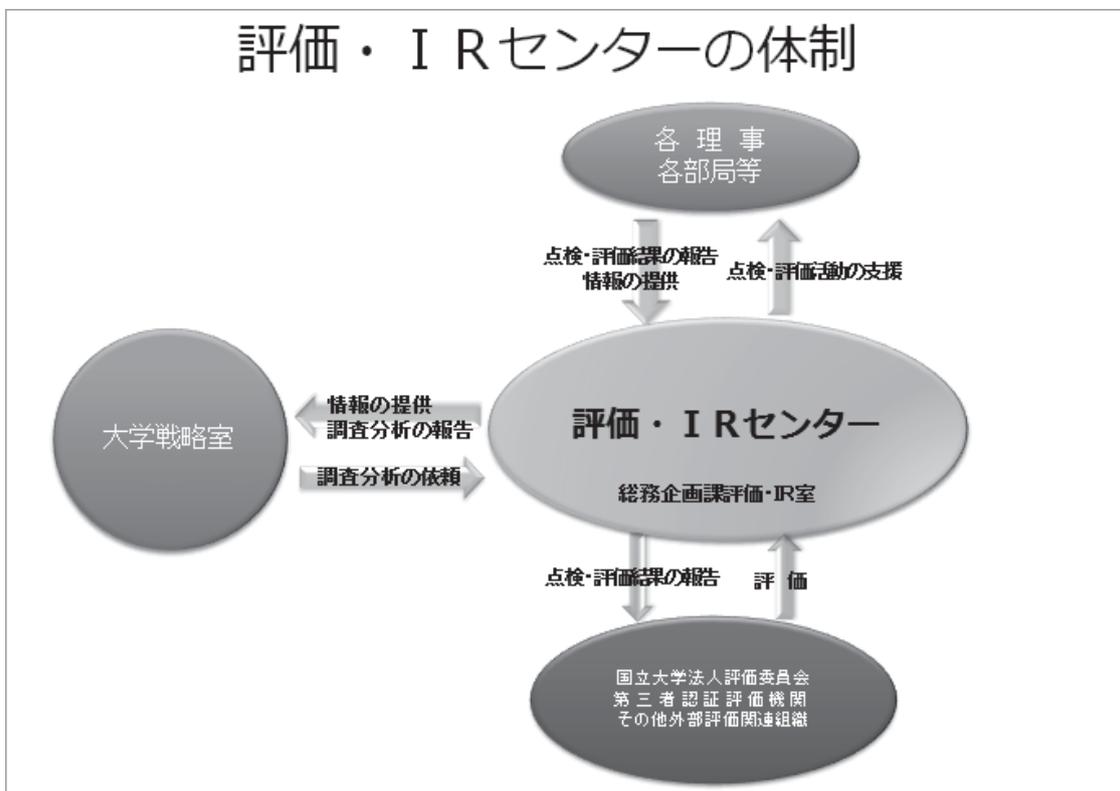
- 1) センター活動報告を発行する（電子媒体）。（令和3年度末）
- 2) センター広報を発行し、大学評価・IRに関わる各種情報を提供する。（随時）

4. その他

- 1) 上記以外に評価・IRに関する活動を適宜行う。

評価・IRセンターの体制

令和3年10月1日時点



評価・IRセンター

評価・IRセンター長	1名
専任教員	1名

運営委員会

委員長	評価・IRセンター長	1名
委員	副センター長	0名
委員	各研究科長（学部長・院長）	5名
委員	学外有識者	1名

評価委員会

委員長	評価・IRセンター長	1名
委員	副センター長	0名
委員	各理事が推薦する者	4名
委員	各研究科（学部）代表教員（各2名）	8名
委員	先進ヘルスケア工学院代表教員（1名）	1名
委員	総務企画課長	1名
委員	学外有識者	1名

教学 I R 部門

部門長	評価・I R センター長	1 名
部門員	高等教育グローバルセンター長	1 名
部門員	教育文化学部 教授	1 名
部門員	医学系研究科 教授	1 名
部門員	総合学務課 総括主査	1 名

研究 I R 部門

部門長	産学連携推進機構 准教授	1 名
部門員	評価・I R センター長	1 名
部門員	地方創生センター長	1 名
部門員	産学連携推進機構 特任助教	1 名
部門員	理工学研究科 教授	1 名

運営 I R 部門

部門長	総務企画課評価・I R 室 総括主査	1 名
部門員	評価・I R センター長	1 名
部門員	総務企画課 総括主査	1 名
部門員	人事課 主査	1 名
部門員	財務課 主査	1 名
部門員	地方創生・研究推進課 総括主査	1 名

事務組織

総務企画課評価・I R 室長（総括主査）	1 名
総務企画課評価・I R 室 主査	1 名
総務企画課評価・I R 室 主任	2 名
総務企画課評価・I R 室 事務職員	1 名
総務企画課評価・I R 室 事務系スタッフ	1 名

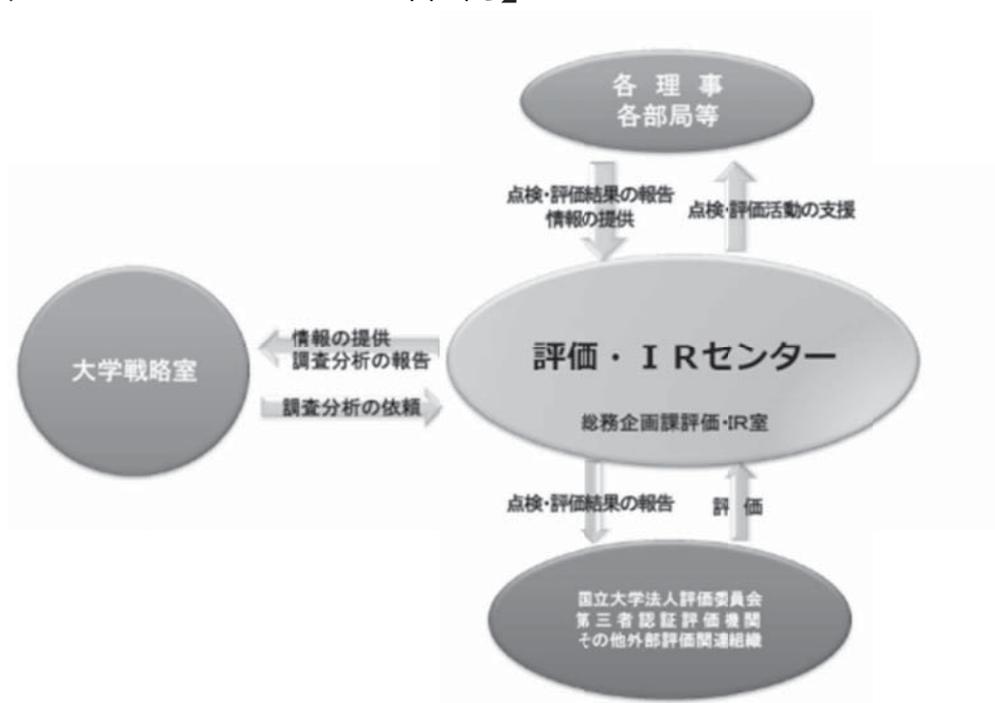
令和3年度 評価・IRセンター運営費執行状況

単位：円

事 項	令和3年度 予算配分額	令和3年度 決算額（予定）	備 考
1. 活動事業費			
①広報経費	170,000	101,000	活動報告 データ作成等
③諸調査経費 (旅費等)	348,000	0	
小 計	518,000	101,000	
2. 事務・管理費			
①維持管理費	576,000	737,000	複写機借料・保守料
	393,000	524,000	事務用品費(コピー用紙等消耗品を含む)
	6,000,000	5,255,000	情報関連対応経費
	68,000	27,000	通信費(電話料、郵送料、NHK受信料)
	170,000	570,000	諸経費
②運営事務費	45,000	3,000	タクシー借上料
	60,000	30,000	学外委員等謝金
小 計	7,312,000	7,416,000	
			補正予算0
合 計	7,830,000	7,517,000	

評価・IRセンターの構成と関係規程等

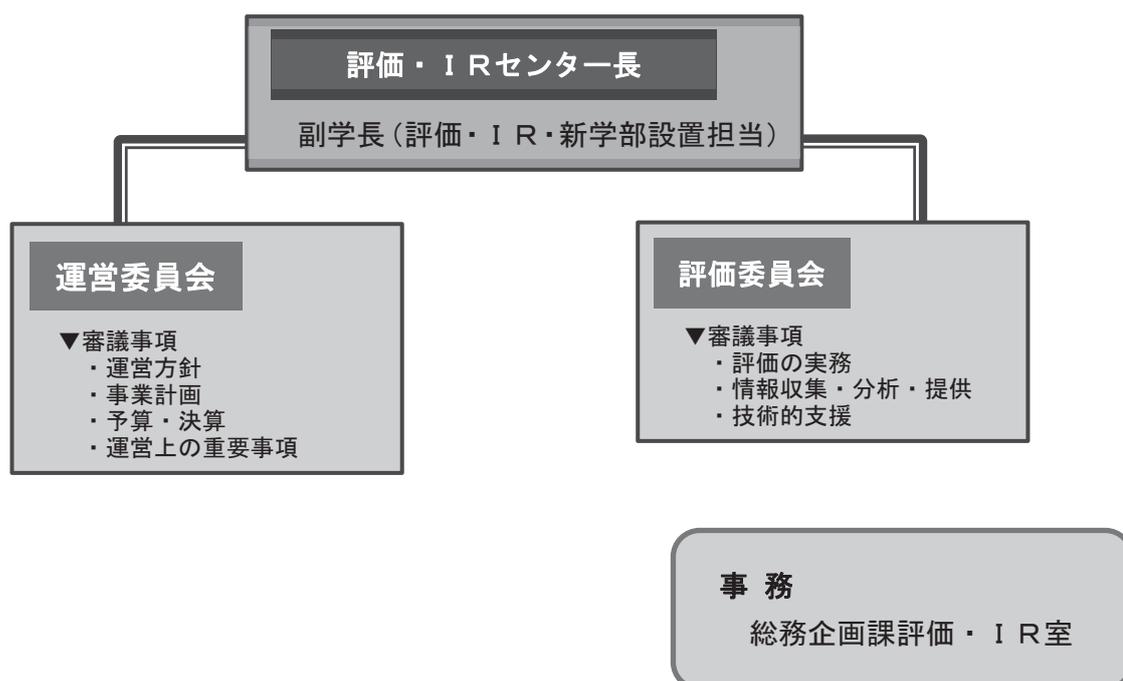
【評価・IRセンターの体制】



【評価・IRセンターの組織】

評価・IRセンター

- ◆センター長 長 縄 明 大
(副学長 (評価・IR・新学部設置担当)・理工学研究科 教授)
- ◆専任教員 細 川 慎 二 (助教)



■評価・IRセンター運営委員会委員名簿

令和4年9月1日現在

氏名	職名	任期	備考
○長 縄 明 大	評価・IRセンター長	在任期間	第1号委員
真 鍋 雅 文	理事（総括・総務・人事・情報担当）	〃	第3号委員
藤 井 光	国際資源学研究科長	〃	第4号委員
上 田 晴 彦	教育文化学部長	〃	〃
羽 瀨 友 則	医学系研究科長	〃	〃
寺 境 光 俊	理工学研究科長	〃	〃
水戸部 一 孝	先進ヘルスケア工学院院长	〃	〃
小 林 淳 一	秋田県立大学理事長兼学長	4.9.1～6.8.31	第5号委員
庶務担当：総務企画課評価・IR室			

○は委員長を表す

■評価・IRセンター評価委員会委員名簿

令和4年5月1日現在

氏名	職名	任期	備考
○長 縄 明 大	評価・IRセンター長	在任期間	第1号委員
水戸部 一 孝	情報統括センター長	4.4.1～6.3.31	第3号委員
森 田 康 幸	地方創生・研究推進課長	〃	第4号委員
宮 本 律 子	教育推進主管	〃	第5号委員
工 藤 奈緒美	学生支援・就職課長	〃	第6号委員
田 中 久 志	副理事（財務・施設・環境担当）	〃	第7号委員
大 場 司	国際資源学研究科 教授	〃	第8号委員
稲 垣 文 昭	国際資源学研究科 教授	〃	〃
大 橋 純 一	教育文化学部 教授	〃	〃
細 川 和 仁	教育文化学部 准教授	〃	〃
美 作 宗太郎	医学系研究科 教授	〃	〃
安 藤 秀 明	医学系研究科 教授	〃	〃
奥 山 栄 樹	理工学研究科 教授	〃	〃
熊 谷 誠 治	理工学研究科 教授	〃	〃
長 縄 明 大	理工学研究科 教授	3.4.14～5.4.13	第9号委員
佐々木 直 樹	総務企画課長	在任期間	第10号委員
高 橋 誠 記	秋田県立大学副理事長	4.5.1～6.4.30	第11号委員
庶務担当：総務企画課評価・IR室			

○は委員長を表す

■総務企画課評価・IR室名簿

令和4年4月1日現在

氏 名	職 名	備 考
進 藤 大 輔	総括主査（評価・IR室長）	
吉 田 美香子	主査	
森 祐 美	事務職員	
進 藤 恭 孝	事務職員	
鈴 木 千 尋	事務職員	
紺 野 千 寿	事務系スタッフ	

○秋田大学評価・IRセンター規程

(平成16年4月1日規則第14号)

改正 平成25年3月29日規則第14号

平成27年3月11日一部改正

平成28年4月13日一部改正

平成29年3月8日一部改正

平成31年3月13日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田大学学則第9条第2項の定めるところにより、秋田大学評価・IRセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、秋田大学における教育、研究の質の一層の向上を図るとともに適切な大学運営に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的事項に係る点検・評価及び外部評価（以下「点検・評価」という。）の企画・立案・実施に関すること。
- (2) 教育・研究及び運営等に係る各種情報の収集、分析及び提供に関すること。
- (3) 各事業年度に係る業績に関する点検・評価の実施に関すること。
- (4) 中期目標の達成度に関する点検・評価の実施に関すること。
- (5) 点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること。
- (6) 点検・評価に関する手法、方法の調査・研究・開発に関すること。
- (7) 第三者評価機関による評価事業の実施に関すること。
- (8) 内部質保証制度の運用に関すること。
- (9) 各部局等が実施する点検・評価への技術的支援に関すること。
- (10) 各部局等の点検・評価に係る組織との連絡調整に関すること。
- (11) 点検・評価に関する体系的かつ継続的な研修の実施に関すること。
- (12) その他センターの目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任教員
- (3) その他必要な職員

(センター長及び副センター長)

第5条 センター長は、副学長のうちから学長が指名する。

2 センター長は、センターを統括する。

3 センターに、副センター長を置くことができる。

4 副センター長は、学長指名する者をもって充て、センター長を補佐するとともに、センターの業務を処理する。

(専任教員の選考)

第6条 センターの専任教員の選考は、第8条に定める秋田大学評価・IRセンター運営委員会から推薦された候補適任者のうちから、学長が行う。

(IR部門)

第7条 センターに、学内外の教育研究及び運営等に係る各種情報の収集、分析を遂行するため、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 教学IR部門
- (2) 研究IR部門
- (3) 運営IR部門

2 部門に部門長を置き、学長が指名する。

3 部門長は、部門の業務を総括する。

4 部門に部門員を置くことができる。

5 部門員は、センター長が指名する。

6 部門に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第8条 センターに、秋田大学評価・IRセンター運営委員会及び秋田大学評価・IRセンター評価委員会を置く。

2 前項に掲げる委員会に関し必要な事項は、別に定める。

3 センターに必要に応じて、第1項に掲げる委員会の他に委員会を置くことができる。

4 前項に掲げる委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターの事務は、総務企画課評価・IR室において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4

月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第14号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月13日一部改正）

この規程は、平成28年4月13日から施行する。

附 則（平成29年3月8日一部改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月13日一部改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

○秋田大学評価・IRセンター運営委員会 実施細則

（平成16年4月1日規則第38号）

改正 平成28年3月9日一部改正

改正 平成29年3月24日一部改正

改正 平成31年2月13日一部改正

改正 令和2年3月31日一部改正

改正 令和3年4月14日一部改正

（趣旨）

第1条 この細則は、秋田大学評価・IRセンター規程第8条第2項の規定に基づき、秋田大学評価・IRセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 秋田大学評価・IRセンター（以下「センター」という。）の運営に関する事。
- (2) センターの事業計画に関する事。
- (3) センターの人事に関する事。
- (4) その他センターの運営に関し必要な事項

（組織）

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、学長が委嘱する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 総括担当理事
- (4) 国際資源学研究科長、教育文化学部長、医学系研

究科長、理工学研究科長及び先進ヘルスケア工学院院长

(5) 学外有識者 1名

(6) その他委員長が必要と認める者

（学外委員）

第4条 前条第5号の委員の選考は、センター長の意見を徴し、学長が行う。

（任期）

第5条 第3条第5号及び第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第6条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

（議事）

第7条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

（庶務）

第9条 運営委員会の庶務は、総務企画課評価・IR室において処理する。

（補則）

第10条 この細則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年1月11日から施行し、平成23年12月14日から適用する。

附 則
この細則は、平成26年4月1日から実施する。

附 則
この細則は、平成26年5月14日から実施する。

附 則（平成28年3月9日一部改正）
この細則は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成29年3月24日一部改正）
この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月13日一部改正）
この細則は平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和2年3月31日一部改正）
この細則は令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和3年4月14日一部改正）
この細則は令和2年4月14日から実施する。

○秋田大学評価・IRセンター評価委員会 実施細則

（平成16年4月1日規則第39号）
改正 平成25年3月29日規則第39号
平成26年10月8日一部改正
平成29年3月8日一部改正
平成29年7月12日一部改正
令和2年3月11日一部改正
令和2年3月31日一部改正
令和3年4月14日一部改正
令和4年3月31日一部改正

（趣旨）

第1条 この細則は、秋田大学評価・IRセンター規程第8条第2項の規定に基づき、秋田大学評価・IRセンター評価委員会（以下「評価委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 全学的事項に係る自己点検・評価及び外部評価（以下「点検・評価」という。）の企画・立案・実施に関すること。
- (2) 点検・評価に係る情報の収集、分析及び提供に関すること。
- (3) 各事業年度に係る業績に関する点検・評価の実施に関すること。
- (4) 中期目標の達成度に関する点検・評価の実施に関すること。
- (5) 点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること。

(6) 点検・評価に関する手法、方法の調査・研究・開発に関すること。

(7) 第三者評価機関による評価事業の実施に関すること。

(8) 各部署等が実施する点検・評価への技術的支援に関すること。

(9) 各部署等の点検・評価に係る組織との連絡調整に関すること。

(10) 点検・評価に関する体系的かつ継続的な研修の実施に関すること。

(11) その他秋田大学評価・IRセンター（以下「センター」という。）が行う点検・評価に関し必要な事項（組織）

第3条 評価委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 総括担当理事が推薦する者 1名
- (4) 研究担当理事が推薦する者 1名
- (5) 教育担当理事が推薦する者 1名
- (6) 学生担当理事が推薦する者 1名
- (7) 財務担当理事が推薦する者 1名
- (8) 国際資源学研究科長、教育文化学部長、医学系研究科長及び理工学研究科長が推薦する当該研究科・学部の点検・評価に係る者 各2名
- (9) 先進ヘルスケア工学院院长が推薦する当該工学院的点検・評価に係る教員 1名
- (10) 総務企画課長
- (11) 学外有識者 若干名
- (12) その他委員長が必要と認める者（学外委員）

第4条 前条第11号の委員の選考は、センター長の意見を徴し、学長が行う。

（任期）

第5条 第3条第3号から第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、当該委員を推薦する理事の任期を超えないものとする。

2 第3条第8号、第9号、第11号及び第12号の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前2項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第6条 評価委員会に、委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、評価委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代行する。

(議事)

第7条 評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を評価委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(点検・評価ワーキンググループ)

第9条 点検・評価に関し、特別に調査・検討等の必要があるときは、委員長がワーキンググループ(以下「WG」という。)を置くことができる。

2 WGは、その設置目的に応じた活動を行う。

3 WGは、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 評価・IRセンター長が指名する本学の職員

(2) その他評価・IRセンター長が必要と認める者

4 WGにリーダーを置き、評価・IRセンター長が指名する。

5 リーダーは、WGの活動を統括し、進捗状況を評価・IRセンター長に適宜報告し、指示を受けるとともに、活動が終了した場合は直ちに報告する。

(庶務)

第10条 評価委員会の庶務は、総務企画課評価・IR室において処理する。

(補則)

第11条 この細則に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、評価委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成21年6月10日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成21年7月1日から平成22年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年1月11日から実施し、平成23年12月14日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から実施する。

附 則(平成25年3月29日規則第39号)

この細則は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から実施する。

附 則(平成26年10月8日一部改正)

1 この細則は、平成26年10月8日から実施する。

2 この細則の実施後最初に委嘱される第3条第10号の委員の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則(平成29年3月8日一部改正)

この細則は、平成29年4月1日から実施する。

附 則(平成29年7月12日一部改正)

1 この細則は、平成29年7月12日から実施する。ただし、第3条第1項第7号及び第5条第2項の規定は、平成30年4月1日から実施する。

2 この細則の実施前に委嘱されている各学部等の点検・評価に係る組織の代表者の任期については、平成30年3月31日までとする。

3 国立大学法人秋田大学評価・IRセンター評価委員会専門部会要項(平成22年6月15日学長裁定第166号)は、廃止する。

附 則(令和2年3月11日一部改正)

この細則は、令和2年4月1日から実施する。

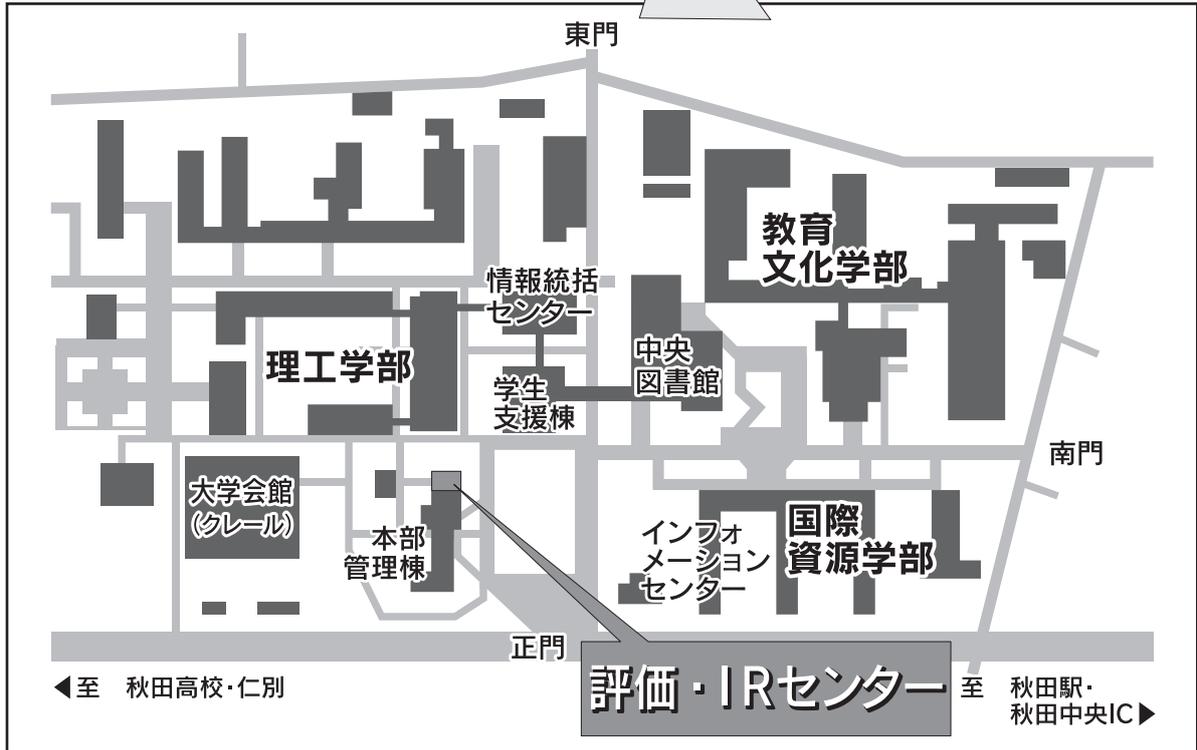
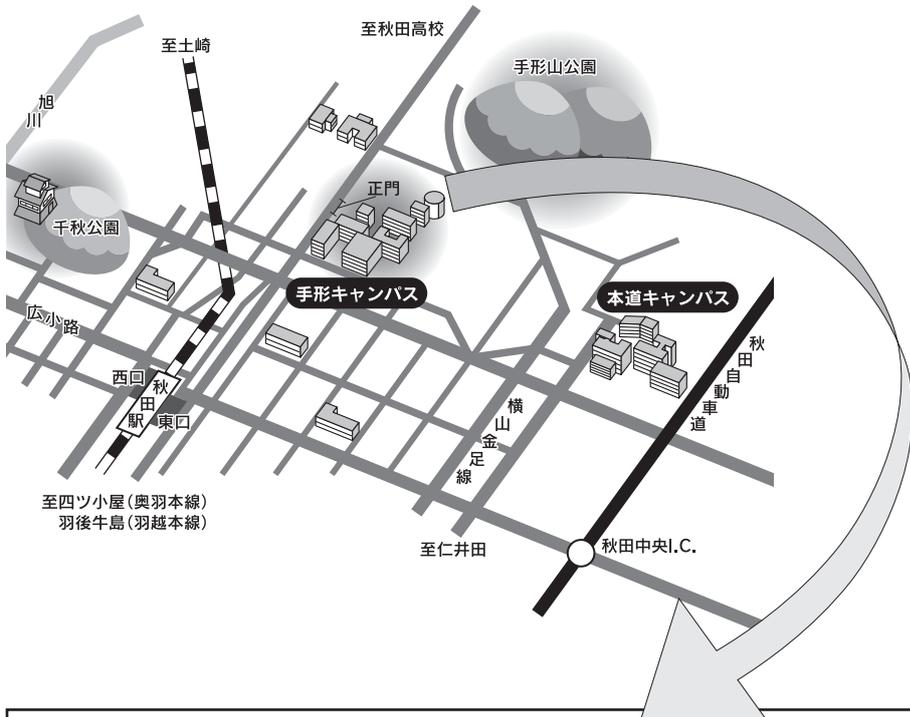
附 則(令和3年4月14日一部改正)

この細則は、令和3年4月14日から実施する。

附 則(令和4年3月31日一部改正)

この細則は、令和4年4月1日から実施する。

評価・IRセンター所在地



令和5年3月発行
国立大学法人秋田大学評価・IRセンター
〒010-8502 秋田県秋田市手形学園町1番1号
TEL:018-889-2937 FAX:018-889-2939
E-mail:sokikaku@jimu.akita-u.ac.jp



秋田大学評価・IRセンター